

平成28年度包括外部監査結果に関する
措置状況報告書

監査内容：「過年度包括外部監査の結果及び意見に対する
措置状況について」

平成29年12月

公表監第7号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告書（「過年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について」）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長及び西宮市教育委員会より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により通知に係る事項を公表します。

平成30年2月5日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	野口あけみ
同	山口英治

措置の内容 別紙のとおり

目 次

1. 市での「措置報告書」発行までの流れ	1
2. 平成20年度 公の施設等の管理運営	3
3. 平成21年度 普通財産を中心とした管理に係る財務事務について.....	10
4. 平成22年度 債権管理事務について	19
5. 平成23年度 子育て支援に関する財務事務について.....	23
6. 平成24年度 外郭団体の財務に関する事務の執行及び 事業に係る経営管理について.....	25
7. 平成25年度 使用料・手数料等に係る財務事務の執行について.....	30
8. 平成26年度 公有財産等に関する事務事業について.....	35

※意見又は結果欄に記載されている局名は、平成28年度の監査が実施されたときの名称です。

1. 市での「措置報告書」発行までの流れ

1 (意見)

報告書 8 頁

庁内での措置内容の周知徹底と改善を促す仕組みの導入が望ましい。

上記で記載した通り、包括外部監査報告書に記載された事案について担当部局は措置報告書に基づいて措置を講じるが、同様の内容の事案が他の部局にも存在する場合であっても当該他の部局は自局の関連事案として認識することはなく、措置報告書にも関わることはない。またその後措置報告書が公表されても自局の関連事案として認識し、検討対象とするかどうかは当該部局の意識によっているのが現状である。包括外部監査で類似事案を全て調査対象とすることは不可能であるため、全庁的に同様の事案について対応を行うよう、措置報告書公表時に自部署についても該当がないかをチェックするようとの指示を付すことは有効であると考えられる。また、指摘事項等について事項ごとに整理をしたものを取扱通達集・指示書・チェックリストのような形で市の共通知の形で全庁へ周知を行うとともに市でのモニタリングにも活用する等、措置を事象の発生した部課に止めるのではなく、全庁的な共通認識として浸透させ運用させる仕組みの導入が望まれる。

このことが、各部課単位での判断、慣行により行われている業務の効率化、均質化に資することとなり、また、今後の包括外部監査において同種の事象が年度や部課を違えて指摘される非効率の防止にも資することとなると期待される。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

措置内容については、措置状況報告書の公表時に、その内容が自部署においても該当がないかをチェックするとともに該当がある場合は検討し、改善するよう指示を付し、通知することを検討してまいります。

2 (意見)

報告書 8 頁

「今後検討」とされた事項についての補完方策がされることが望ましい。

「措置」として公表される内容としては、具体的に即時対応を行い、その対応結果を記載する場合や、市としての主張を基に市の方針を継続するという「措置」が公表されることもあるが、「措置」公表が包括外部監査報告書公表後 1 年以内に実施されること

もあり、「措置報告書」が公表される中では、今後の方針が示されるにとどまるケースもある。この「今後検討」とされる場合には、その後の方策が見えなくなってしまうケースが多い。「今後検討」とされる場合には、補完を庁内（定期監査等）で行い、その結果を公表することが望まれる。もし庁内での実施及び公表が困難であれば、定期的に包括外部監査で補完をしてもらうことも一考と考える。

(監査事務局)

(講じた措置)

【監査事務局】

措置状況報告書が公表された後の措置状況の検証については、監査委員による定期監査等で必要に応じ実施してきましたが、定期監査とは異なる視点から包括外部監査報告においてなされた指摘等について「今後検討」とされた場合には、定期監査等での検証を行ってまいります。

2. 平成20年度 公の施設等の管理運営

3 (意見)

報告書16頁

行政サービスとその効率を調和させるような対応を行っていくことが望まれる。

措置報告に記載されている措置は行政として最も基本的な施策であり、これを実現するため各支所等の業務内容、市民の満足度を調査する等により、行政サービスとその効率を調和させるような対応を行っていくことが望まれる。

(市民局)

(講じた措置)

【市民局】

市では、今後の事業展開や市政運営の基礎資料として役立てることを目的に、市民の期待度・満足度を調査する「西宮市まちづくり評価アンケート」を実施しています。併せて「市政報告・公聴会」を年2回(春、秋)実施し、各地域に出向き、市全体の課題とともに、地域における課題・要望や行政サービスについても、市民や地域のご意見・要望をお聞きしているところです。また、支所の窓口においても、直接、市民からご意見をいただいております。

支所における取扱い業務の拡充につきましては、現在、障害福祉に係る申請手続きの一部を、支所において預かり受付することができないか等、担当部署と協議を行っているところです。今後とも、市民満足度を高める行政サービスの提供を行うため、職員配置と行政サービスの効率性を勘案しながら、検討を行ってまいります。

4 (結果)

報告書19頁

ルールの策定にとどまらず運用面のモニタリングを実施すべきである。

実際の市のホームページの公表ページを閲覧したところ、幾つかの団体に関して、非公募とした理由が公表されておらず、公表に関する運用が適切に行われていない。この原因は、運用に関する適切なモニタリングがなされていないことによるものであるため、モニタリングを含めた運用状況の確認方法の見直しを検討すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

指定管理者制度の導入状況については、従前より指定候補者の選定結果、非公募にて選定した理由、指定内容等の情報を1つのホームページに集約し、公表しております。

モニタリングを含めた運用状況の確認については、複数の担当者による確認を徹底し、適切な情報公開がなされるよう努めてまいります。

5 (結果)

報告書 23頁

指示にとどまらず具体的なルールを策定すべきである。

現在のマニュアルには、定量評価に関して十分に反映できておらず、現在の担当者がマニュアルを見ただけでは、何をどのように評価すればよいか判明しない。担当者によって評価にバラつきが生じず、評価の均質化を図るためにマニュアルを見直すべきである。

なお、定量部分（提案金額）の評価に関しては、他自治体において以下のような計算式によって算定している例もあり、これらの事例も参考になると考えられる。

事例1

評価方針	評価項目	点数
管理に係る経費の縮減に関する方策 【〇〇点】	○管理運営に係る経費の内容 満点 × $\frac{\text{提案価格のうち最低の価格}}{\text{提案価格}} = \text{得点}$	〇〇点

事例2

評価項目	配点
【管理経費の縮減】 $\frac{\text{上限額} - \text{下限額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{〇〇点} = \text{得点}$	〇〇点 ~ 〇〇点

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

平成29年3月16日付で「指定管理者制度運用マニュアル」を改定し、定量部分の評価に関して、具体的な採点方法例を記載しました。

6（結果）

報告書27頁

定量的な目標値を設定すべきである。

今後の方針は厳守すべきものと考えられ、確実な実行が期待される。今後の方針として市が掲げている主な内容は以下の通りである。このうち、「専門的人材の確保」については、定量的な職員配置計画があるので実行の把握は容易であるが、「拠点施設として事業の充実」に関しては、定性的な内容であり、実行の把握に判断が介入するおそれがある。たとえば、活動回数、集約する活動拠点数、文化のすそ野を広げることが分かる参加者数など定量的な目標値を併せて設定すべきである。

【専門的人材の確保】

財団事業課の職員配置計画

平成27年度現在 市派遣職員6人、専門職員2人、計8人

平成28年度現在 市派遣職員5人、専門職員4人、計9人

平成29年度現在 市派遣職員4人、専門職員5人、計9人

平成30年度現在 市派遣職員3人、専門職員6人、計9人

【拠点施設として事業の充実】

- ・市民芸術文化活動の推進
- ・市吹奏楽団、少年合唱団を活用した指導者及び青少年の育成指導事業等を展開するため、市民会館に活動拠点を集約
- ・文化のすそ野を広げる事業の実施 など

（産業文化局）

（講じた措置）

【産業文化局】

市民会館を非公募で指定管理させている理由の一つである、文化振興財団の「市民会館を『拠点施設として事業の充実』をさせる」ということの充実度の評価については、出演者、鑑賞者の満足度等、質的な側面から評価することが重要であることから、今後、事業に対する期待値とそれに対する満足度の項目等の質的な評価項目を追加しつつ、どのような定量的な目標値が充実度の評価に有効であるかについて研究してまいります。

市民会館のあり方の検討について、早急に結論を出すことが望ましい。

平成20年から8年が経過しているが、未だ方向性が定められていない。中長期的な大規模修繕計画や市民会館のあり方について、早急に結論を出すことが望まれる。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

アミティホールを含む西宮市民会館は、市民グループ、市民団体や市内大学から小学校までの学校教育における活動発表の場であることから、市では、他の地域ホールとは異なり、西宮の文化振興の拠点と位置付けています。

そのようなことから、老朽化対策については、平成29年度の西宮市施政方針において、「建て替え更新時期までにはしばらく期間がある本庁舎及び市民会館についても、並行して実現可能な整備構想の検討に本格的に着手します。」としており、関係部局と連携を図ってまいります。

定期使用料の収受の方法を見直すことが望まれる。

措置が進んでいない理由は、現状の駐輪場不正使用の取締りの状況を勘案してのものである。すなわち、自動ゲートがなく現金払いの自転車駐車場の定期利用について口座振替をした場合、引落しが出来なかった利用者をリアルタイムで把握できずにタイムラグが生じることとなる。この結果、引落しが出来なかった利用者がそのまま駐輪を続け、不正使用者が増殖し、取締りが困難になる事態を確実視しているためである。現金払いによって、不正リスクが高まる面もあるが、現金収受の確認状況は、監査対象部局はリスクを十分に認識し、不正リスクに留意して業務に当たっているものと見受けられた。

業務の合理化の面からも、不正リスクの面からも口座振替にすることが望ましい。一方、市が重視する不正使用対策への影響も勘案する必要がある。たとえば、定期利用に関して精算機の導入などを図ることが出来れば、これらのいずれも改善が図れることも考えられ、意見に対してさらなる検討をすることが望まれる。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

定期使用料の収受の方法については、収容規模に対する費用対効果や土地の形状等、自動ゲートの設置が可能な場所には設置し、口座振替件数の向上に努めます。

また、盗難被害を避けるために適地は極めて限定されますが、自動ゲートがない自転車駐車場のうち有人の管理室付近に精算機の設置が可能な自転車駐車場につきましては、精算機の導入を検討してまいります。

9 (結果)

報告書 32 頁

収支の改善策を立案すべきである。

駐車場の運営は周辺の外部環境の影響を受けることは否めないが、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用できる状況にあるので、さらなる検討をし、収支の改善を中心とした改善に取り組むべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

収支の改善策として、平成 29 年 7 月 5 日付で「北口駐車場収支改善策」を策定しました。今後も、既に導入している指定管理者制度による民間のノウハウを活用した収支の改善に取り組んでまいります。

10 (意見)

報告書 34 頁

収支改善のための交渉の継続が望まれる。

現行割引率の継続が市の収支を圧迫し、改善が図れないという実態を重視すると、今後も割引率の引下げに関する検討と交渉は必要であるものと考えられ、根気強く交渉を続け、収支の改善に取り組むことが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

割引率の引下げに関する検討と交渉については、西宮北口駅周辺の活力を失わないよう割引率の改定は慎重に検討し、かつ、大量購入割引の利用者に対して今後も根気強く交渉を続け、収支の改善に取り組みます。

コストの按分は可能な限り実施すべきである。

現在の指定管理業務の中には、異なる公園施設においても、指定管理業務の契約書が同一の場合、コストが按分されていない。異なる公園施設のコストを施設ごとに把握をしない合理的な理由は乏しく、受益者負担金額の把握のためにも施設ごとにコストを按分して収支を把握すべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

施設ごとの収支把握については、指定管理者と今後協議を重ねて、共通経費は適切に按分するなどの方法により、できる限り施設ごとのコストを算出してまいります。

指定管理料の精算にあたり実際経費の確認をすることなどによって収支計算書の信用性を確保すべきである。

市は、運動施設のうち、非公募施設については、実際の経費が、あらかじめ年度協定書で定めた指定管理料を下回った場合、差額の全額を、市に返還することとしている。平成 2 7 年度の精算状況は以下の通りである。

施設	1 協定書の 指定管理料 (円)	2 実際経費 (円)	3 返還額 (円) (1-2)
中央体育館外 3 施設、 5 体育館	212, 908, 068	205, 940, 235	6, 967, 833
樋之池テニスコート、 樋之池プール	18, 592, 416	16, 181, 396	2, 411, 020

この精算に当たり市は、指定管理者の実際経費に関して、費目ごとの金額が記載された収支計算書入手するのみで、会計記録及び契約書、領収書などの根拠資料との照合がなされていなかった。実際経費の多寡が直接、精算金額に影響するため、実際経費は、会計記録及びその根拠資料と照合すべきであった。

今後、これらの照合を実施することなどによって収支計算書の信用性を確保すべきで

ある。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

指定管理料精算にあたっての収支計算書の信用性確保については、実際の経費について、支出根拠書類を確認するなど現地モニタリング時に確認してまいります。

13 (意見)

報告書38頁

都市整備公社のあり方について、早急に結論を出すことが望まれる。

現在、公社のあり方に関して検討している内容では、公社そのものの存在意義まで踏み込んだ積極的な検討をしている。公社が実施している各事業の今後の方針において、おもに事業廃止や市直営事業への切り替えを中心とした方向転換を示している。また、この方向転換は、ロードマップにおいて平成28年度末、あるいは、平成29年度末を時期として示しており、早晩実行が見込まれる状況である。指定管理者制度の導入以降、公社の存続意義が薄れていることを監査対象部局も認識しており、早急に市に意義のある結論を出すことが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

都市整備公社のあり方については、同公社が実施する各事業の見直しを行い、今後の対応方針を平成29年3月8日に市議会（総務常任委員会）において報告しました。

3. 平成21年度 普通財産を中心とした管理に係る財務事務について

1.4 (結果)

報告書45頁

使用貸借契約書の条文を見直すべきである。

現在、県との間で締結している「使用貸借契約書」では、当初無償貸付を了解していることから、第一条で「無償で貸し付けるものとする」と明記されているため、現在交渉による解決を図っている状態となっている。今後は本件を問わず、無償貸し付けをする場合においては、「使用貸借契約書」に無償の条件を明示し、その条件に当てはまらない場合には使用貸借契約そのものが消滅するため、新たな契約の締結に関する交渉をする旨を明記すべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

「使用貸借契約書」に無償の条件を明示することについては、条件の内容について平成29年10月現在兵庫県と協議中です。

1.5 (意見)

報告書49頁

自治会と当該土地に関する協定を交わすことが望ましい。

市側と自治会側で実際の運用について合意されているとの市の主張は現状を見る限り理解できるが、自治会と当該土地に関する管理、利用に関する合意書(協定書)を交わすことが当事者間の不要なトラブルを防ぐ意味でも有用であり、望ましいと考える。市側での承認手続きを経た上で、自治会との協定に関する文書を入手する事が望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該土地は、都市計画道路「甲子園段上線」の整備予定地です。アスファルト舗装や街渠といった道路としての整備は行っておりませんが、地域の住民が日常的に通路として利用し自主的に管理していることから、生活道路や広場、防災上の空地として開放してきました。

また、平成21年度の包括外部監査からご指摘をいただいたことから、自治会より「定

期的に清掃を行う。」「当該土地を駐車場として利用しない。」など、自主的な管理・利用についてのルールを定めた文書を提出いただきました。

このように、当該土地は一般の通路や広場と同様に、地域住民が社会通念上適切な範囲で利用していることから、市としましては自治会との間で当該土地の利用に関する協定書を交わす必要はないものと判断しております。

16 (結果)

報告書 51 頁

運営主体としての適切性判断の検討をすべきである。

当該社会福祉法人では、今回起こった不正事案についての調査が進められ、その対応が図られているとの情報が入っているが、市として果たしてこの運営主体が適切なのか、例えば、当該不正事案を受けての再発防止策の策定およびその履行状況の検討、当該主体が運営している保育所での保育事業の履行状況の十分性の検討など、慎重に検討をすべきである。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

当該保育所としての適切性については、健康福祉局福祉総括室法人指導課で毎年1回指導監査を行っております。問題のある場合は複数回入り、特別監査に移行する場合があります。今回の不正事案については問題事項を特に重点的に調査し、再発防止策の策定の指導およびその履行状況の確認も行うなど、慎重に検討しております。平成29年度も指導監査を実施する予定であり、指導事項の改善状況やその履行状況、保育内容の確認などを行い、継続して必要な指導を行うことにしております。

当該社会福祉法人の適切性については、兵庫県が法人の所管となりますので、法人指導課と連携し、適切性を判断しております。

17 (結果)

報告書 51 頁

貸付料の有償についての検討は継続すべきである。

当該社会福祉法人に限った話ではなく、無償貸付を実施している先に対しては、今後とも継続すべきかどうかを含めて、每期慎重に検討を継続すべきである。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

本市の保育所運営に係る補助制度については、社会福祉法人の助成に関する条例に基づき交付を行っております。土地及び建物についても、同条例により、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けることができるとされています。また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条では、無償または時価よりも低い価額で貸付ができることとなっており、本市においては待機児童解消に向けた政策判断から無償貸付を行っております。

ご指摘の点を踏まえ、平成21年9月以降、無償貸付を行う場合には、決裁上に根拠、理由に加え、貸付料を徴収した場合の金額についても記載し、每期慎重に検討を継続しています。

18 (意見)

報告書52頁

補助金により補助することが望ましい。

仮に無償貸付を政策的に決めるとしても、予算総額主義の観点から、支援総額を明らかにする意味で補助金により補助することが望ましい。なお、この点は西北夢保育園及び安井保育園に限ったものではなく、減免措置を受けている市財産対象全体に係るものである。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

本市の保育所運営に係る補助制度については、社会福祉法人の助成に関する条例に基づき交付を行っております。土地及び建物についても、同条例により、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けることができるとされています。また、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条では、無償または時価よりも低い価額で貸付ができることとなっており、本市においては政策判断から無償貸付を行っております。

ご指摘の点を踏まえ、平成21年9月以降、無償貸付を行う場合には、決裁上に根拠、理由に加え、貸付料を徴収した場合の金額についても記載しています。これにより、市としての財政支援の総額を把握した上で、全体的な検討が行えるよう改善を図っております。

なお、市財産対象全体については、関係部局と協議しながら対応していく必要があります。

全庁一律的なルール化を目指すべきである。

平成27年に指摘している通り、着実に一律的なルール化を推し進めた上で、ルールに照らして合理的かどうか検討されるべきである。一律的なルールを策定することが困難であると平成27年度の措置状況報告書でも記載されているが、他都市では実際設定していることを鑑みて、再考を求める。また少なくとも、大阪市や京都市が実施しているように、普通財産貸付けにおける減免状況を市民に公表することが求められる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

普通財産の貸付における減免については、「行政財産使用料条例」に基づき、各所管が事業の性質や経緯等を踏まえて判断しており、統一的な基準を設けることは困難と考えますが、監査人より減免適用の可否の判断要件として具体的に示されました「市の事業との関連性」「減免適用期間」「貸付先団体の収益性」「貸付市有地の立地条件」について十分精査した上で減免の適否を判断するよう総務局通知等により事務手続きの適正化を図ってまいります。

また普通財産貸付における減免状況の公表については、関係部局と協議してまいります。

自治会館については事業課が所管部署となるべきである。

地域コミュニティの活性化は市が掲げている政策の一つであり、その遂行は行政目的そのものである。従前、地方自治法改正前では、貸付できる資産が普通財産に限られていることから、自治会館として目的が限定されている用途での貸付し、活用されている資産についても、現在も普通財産として管理されているところであるが、本質的には行政目的に使っている資産であることを鑑みると、行政財産に近い状態である。その意味からすると、行政目的のために利活用する資産であることから、事業課が管理運営すべき資産である。

(総務局、市民局)

(講じた措置)

【総務局】

当該公有財産は、開発に伴い開発事業者が地域に寄贈すべきところ、地域が法人格を持たないため、市に寄贈し、市が地域に貸与することとなったものと、地域からの要請に基づき、市の未利用地等を暫定的に貸与しているもので、財産管理の一環で管財課で貸付を行うことが適当と考えております。

【市民局】

自治会館については事業課が所管部署となるべきとのことについては、自治会は任意の団体であり、集会施設を保有している自治会では、管理運営についても各自治会の裁量で行われています。管財課で貸付を行っている土地、建物は、行政運営上目的のない普通財産を地域活動の拠点として自治会へ無償で貸出しているものであり、地域担当課の事業との関わりも間接的であるため、これまでどおり管財課で手続きを一括して行うほうが効率的であると考えております。

2 1 (結果)

報告書 5 7 頁

早急に貸付料を徴収する方針に改善すべきである。

当該土地の貸付は、公立ではない私立幼稚園用地の無償貸付であり、平成 2 1 年度包括外部監査で言及があるように、私立幼稚園への財政的支援と同義と考えられる。市は、他の市内私立幼稚園に対して事業費補助は行っているものの運営費補助は行っていないため、幼稚園建設当時の経緯があるとしても、学校法人津門学園に対してのみ土地の無償貸付という経済的支援を続けることは公平性の観点から問題がある。また、約 6 0 年間補助を継続してきていることから、十分に補助してきたと判断できるため、早急に貸付料を徴収する方針に改善すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

当該土地の貸付については、津門川改修事業に伴う地元補償として、昭和 3 0 年に市が公園敷に保育所を建設し、議決を得て建物を地元に寄付したことが始まりとなっております。昭和 4 2 年に、建物増築等のため建設局からの要望により底地が用途廃止され、普通財産に切り替えられたことに伴い、管財課において無償貸付を行っております。

平成 1 0 年には使用貸借契約書の内容を一部更改し、平成 2 7 年から改めて学校法人津門学園と有償化に向けた協議を続け一定の理解を得てきており、有償化の合意をめざしてまいります。

財務状況を踏まえた上で、無償化継続の是非を検討することが望ましい。

中央運動公園は現在、収益事業のための駐車場について、利益が生じ、継続して法人税を納めている状況下で、事業継続のための支援を超えた無償貸与を行っているといわざるを得ない。

他の貸付先及び近隣民間事業者との競争原理確保の観点から無償化継続の是非を再度検討していくことが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

中央運動公園の運営に関しては、平成30年度に向けて指定管理事業者の新たな選定が予定されており、これとあわせて当該公園駐車場の運営についても無償貸付を改め、公の施設として指定管理業務の一部に見直すこととしました。

減免の見直しに向けて、引き続き検討していくことが望ましい。

外郭団体への無償貸付は、公共的団体が公益的な目的での土地利用であることを根拠に認められるべきものであり、当該減免は運営費補助を目的とした政策判断によるものと考えざるを得ないことから、減免の見直しに向けて、引き続き検討していくことが望ましい。有償化が困難である場合は、方法として、補助金による補助をすることで予算総額主義にも合致した見える形の援助を行うことが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

都市整備公社に貸し付けている産業交流会館用地(西宮浜1丁目31)のうち駐車場部分を平成30年度から有償化する予定でございます。さらにテニスコート部分についても平成31年度を目途として有償化に向けて協議してまいります。

また西宮スポーツセンターに貸し付けているスポーツ会館用地(河原町3-2)については、中央運動公園等の再整備の過程で見直しを検討する予定です。

なお、有償化が困難な公共性の高いものについては、透明性を確保するために、公表方法等について検討いたします。

有効活用に向けて措置を講じていくことが望ましい。

すみれ台遊休土地については、庁内のみならず民間からのコンペによる提案などを活用することにより、この土地が有効に活用される方針を決定し、有効活用に向けた措置を着実に講じていくことが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

本件土地は、昭和63年3月にすみれ台開発に関連して教育施設用地として西宮市が寄付受けして以来、当初の目的に供されることなく、未利用の状態が続いています。また本件土地が市街化調整区域内に存することから、建築制限等により、売却も困難な状況です。

本件土地については、民間事業者に委託し利活用調査を実施しておりますが、市場で流通する見込みがなく、売却は困難であると判断されているため、引き続き公共用地としての利活用を検討してまいります。

早期に意思決定を行うことが望ましい。

過去に事業は行われなかったという点、また、管財課が実施した未利用地調査においても各局からの利用要望はなかった点を踏まえて、今後の有効活用に向けての方針等の意思決定を早急に行うことが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

本件土地(上田中町10-1)は、これまでに仮設保育所等の用地として利用されてきた経緯があることや学校用地の一部に隣接しており、公共事業用地としての利用も見込まれたため、具体的な利活用がなされるまでの間、暫定的に駐車場事業用地として公募することも検討しましたが、当該地の周辺にはすでに民間事業者が運営する駐車場が存在しており、市民ニーズとしては低いと判断されたため、暫定的な利用も見送っております。

今後は、公共事業用地としての利活用の可能性を再検討し、可能性がない場合は処分

する方向で調整してまいります。

26 (意見)

報告書68頁

早急に旧甲子園浜下水処理場用地の利用目的を決定し、その方針に向けての具体的な対応を図ることが望ましい。

使用目的が具体化しないまま、将来、市が一定の目的で使用することを前提に一旦10年間の定期借地契約を民間事業者と結んでおきながら、10年が経過しようとする現段階でも市としての確たる使用目的が見出せない状態は、市として真に必要とする土地とは言い難い。

従って、旧甲子園浜下水処理場用地の方針を早急に決めることが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成31年7月に暫定利用である事業用定期借地権の期間が満了するため、庁内において利活用調査を行った結果、屋外球技場が不足している状況から多目的グラウンドとして整備することが候補としてあがっております。

しかし、市が当該土地を土地開発公社から買い戻すためには、54億円を超える財源が必要であり、また、当該土地における事業の推進については、これまでの経緯があり、地元の理解と協力が必要であるため、これらのことを踏まえて検討を進めてまいります。

27 (意見)

報告書69頁

活用方針に向けて着実に措置を講じることが望ましい。

売却すれば得られたであろう固定資産税や都市計画税の収入が失われ、維持管理費用額等が支出されるため、決定された方針に向けて着実に措置を講じることが望ましい。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

当該用地の利活用については、庁内関係部局との調整を終え、公共施設用地として利活用する部分を除き、売却処分とする方針の実現に向けて地域団体との具体的な協議を進めているところです。

早期売却に向けて措置を講じることが望ましい。

売却すれば得られたであろう固定資産税や都市計画税の収入が失われ、維持管理費用額等が支出されるため、今後の処分等の方針に向けて早期に措置を講じることが望ましい。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

未利用地のうち、斑状歯対策所跡地については、平成29年4月教育委員会に有償で所管換えしました。

また、駐車場貸付用地である公舎用地については、売却に向けて平成29年9月末で駐車場貸付を終了しました。今後現地舗装等の撤去工事を実施し平成30年度以降売却予定で進めてまいります。

北六甲台第二中継槽用地については、平成30年度以降の売却に向けて課題の抽出、整理等を進めています。

今後も早期売却に向けて措置を講じてまいります。

4. 平成22年度 債権管理事務について

29 (結果)

報告書79頁

システム統合等により財産調査・滞納処分に関する情報共有を図るべきである。

各債権にはそれぞれ担当部局があり、その担当部局が回収にあたることが原則ではあるが、債務者に関する情報について共有することが出来れば収納率の向上にもつながると考えられる。

強制徴収公債権（地方税・国民健康保険料・介護保険料・保育所保育料等）とそれ以外の債権（生活保護返還金・幼稚園保育料）とでは、回収手続が異なるため債務者に関する情報を統一させることは困難ではあるが、少なくとも強制徴収公債権間では情報の共有化を行うことが収納率の向上に繋がることは明らかである。現在は重複滞納者に関する情報の共有化が十分に実施されていないため、多くの場合催告業務や財産調査等が担当部局ごとに行われており、市全体として非効率な状況となっている。現在、検討されている市税と国民健康保険料の滞納管理システムの統合及び滞納情報などの共有に向けたシステムなどの活用により、これらを早期に実現する必要がある。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

債権管理の原則対応である早期着手にあたっては、処理手順などを明確にして正確性を確保しながら、事案を適切に見極め、滞納整理を進めなければなりません。

また、迅速な処理には、滞納者情報などを利用した事務の効率化も有用ですが、現状は、条例等に基づき紙媒体で情報共有を行うなど非効率かつ滞納者情報の活用は一部に留まっております。

このため、市の収納対策強化、収入の充実確保を目的に、平成31年1月に統合する市税と国民健康保険料のシステムでは、財産調査や滞納処分に関する情報の共有により事務量の最小化を図るだけでなく、市の各債権を管理可能とし、拡張性を持たせたいうえで、市の標準的な債権管理の事務執行を支援できるよう、改修の仕様において措置いたしました。

30 (意見)

報告書81頁

収納率向上のため延滞金の徴収を行うことが望ましい。

延滞金を徴収しないことによって、期限までに支払うことに対する義務感が薄れ、滞納を生む原因になっていると考えられる。また、延滞金を徴収しなければ、期限内に支払っている者との公平性を欠くことにもなる。延滞金を課すことによって支払いが出来ない債務者の負担がさらに増すことが考えられるが、経済的・身体的理由で納付が出来ない債務者に対しては、保険料の軽減・減免制度で対応すべき問題である。市が現在検討している通り、スピード感を持って滞納に対するペナルティとして延滞金を課すことが望まれる。

(市民局)

(講じた措置)

【市民局】

延滞金の徴収については、平成30年度中にシステム改修及び条例改正などを行い、平成31年度からの延滞金の徴収を予定しています。

3 1 (意見)

報告書 8 2 頁

保育所保育料(保育所運営費負担金)の滞納について延滞金を徴収することが望ましい。

延滞金を徴収しないことによって、期限までに支払うことに対する義務感が薄れ、滞納を生む原因になっていると考えられる。また、延滞金を徴収しなければ、期限内に支払っている者との公平性を欠くことにもなる。

保護者が保育所保育料を滞納している場合に、保育所保育料の滞納を理由として、その児童を強制的に退所させたり、当該児童の弟妹の入所を拒否したりすることは、児童福祉法の解釈上できないものとされている。保育所保育料の滞納リストを閲覧したところ、子ども1人目が相当の期間滞納しているにも関わらず、2人目も入所して滞納している事例など、複数名滞納している例が散見された。退所の措置や入所の拒否が出来ない以上、延滞金を課すなど、正当な理由なく保育所保育料を納めない保護者に対しては、厳格な対応を図ることが望まれる。延滞金を徴収する中核市が増えている状況も勘案して検討が望まれる。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

延滞金については、公平性の観点から徴収する必要があるものと考えております。延滞金の徴収にあたっては、解決すべき問題もありますので、実現に向けて関係課と調整

を行い、検討を進めてまいります。

3 2 (意見)

報告書 8 3 頁

差押えの事例公表に拘らず、差押え実績の件数だけでも公表することが望ましい。

差押えは、金銭以外の目的として、滞納者に対する心理的な働きかけを与えることが出来る。実際に差押えにまで至らなくとも納付相談や交渉の中で直接的に滞納処分的事例を告げることで納付促進になるケースもあると思われる。このような状況からは、差押え事例の公表は一定の効果があると考えられる。なお、事例公表等により財産隠蔽を図ることが想定されるのであれば、実施件数のみ公表するなど検討されうる。ホームページへの掲載等であればそれほどのコストはかからないと考えられる。市として滞納者に対して厳格に対応する姿勢を表すためにも差押え実績・件数等を公表することが望ましい。

(市民局)

(講じた措置)

【市民局】

差押え実績の件数の公表については、西宮市ホームページ内に平成 2 7 年度及び平成 2 8 年度の差押・参加差押・交付要求の実績の件数の掲載し、改善を図りました。今後、一層滞納者に対して厳格に対応する姿勢を表してまいります。

3 3 (結果)

報告書 8 5 頁

引続き保育料納付誓約書の入手に努めるべきである。

滞納月数が長い上位者については、分納がされているにもかかわらず、保育料納付誓約書の入手がされていない。分納の前提として保育料納付誓約書を入手すべきで、引続き、保育料納付誓約書の入手に努めるべきである。

また、時効中断等のための手続や納付督促、納付指導等について、弁護士や外部の債権管理・回収アドバイザーへの相談を実施し、外部の専門家の知見を活用して有効な請求方法・回収方法を模索することも検討すべきと考える。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

保育料納付誓約書については、金銭債権の消滅時効の中断事由である「債務の承認」を明確化するため、分割納付をする場合には提出させなければならない書類であり、定期的に行う納付相談の時点に提出を求めることなどにより、消滅時効が完成する5年を経過する前の入手に引き続き努めてまいります。

また、外部の専門家の知見を活用した有効な請求方法・回収方法の模索については、庁内の債権管理部門で組織されている西宮市収納対策本部において実施しておりますが、西宮市収納対策本部で行った「債権管理業務の標準化モデル確立業務」における受託業者からの報告を保育所保育料の請求や回収に活用してまいります。

3.4 (結果)

報告書 86頁

滞納対策手続について文書化してまとめておくべきである。

税務に関する滞納徴収は比較的進んでいるが、一方で滞納徴収に係るノウハウを持っている担当部局もあれば、ノウハウに乏しい課もある。担当者の裁量まかせで滞納対策手続を行っていても、十分な対応が図れているとは言い難い。滞納対策手続や判断指針に関する指針をまとめて、滞納徴収を担当する担当者に配布するべきである。措置報告を記載した部局は健康福祉局であるが、該当の意見については、全市的に取り組むべきものであるため、滞納徴収金の収納対策に関する基本的方針の策定及び総合的調整を本来行うべく収納対策本部等が検討すべき内容と考えられる。検討の継続に留まらず、措置対応として実行すべきである。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

保育所保育料の滞納対策手続の文書化については、庁内の債権管理部門で組織されている西宮市収納対策本部において、債権管理業務の標準モデルの確立を進めているなかで、他の中核市への調査や実務担当者会などを実施しているため、これらを踏まえて調査・研究を行うとともに、滞納対策手続や判断指針に関する指針をまとめてまいります。また、滞納徴収に係るノウハウを習得するため、西宮市収納対策本部が行っている、豊富な実務経験を有する税務部門の指導相談員による研修や相談を活用しております。

5. 平成23年度 子育て支援に関する財務事務について

35 (意見)

報告書89頁

公立幼稚園と私立幼稚園のそれぞれの役割分担を踏まえて公立幼稚園の適正配置を検討することが望ましい。

公立幼稚園において一時的な預かり保育を行っている。試行実施園での定員の充足率は高く、在園児保護者のニーズは満たしているものの、時間帯が16時までなど、フルタイムで働く保護者のニーズには合致していない。今後も公私立の役割に応じた実施のあり方を検討する必要がある。引き続き「西宮市立幼稚園のあり方について」に沿って公立幼稚園の適正配置を進めることが望まれる。

また、待機児童対策という観点からは、公立幼稚園の認定こども園へのシフトなども検討し、解消を図ることが望まれる。現状、3歳児は公立幼稚園では受け入れられないが、一方で待機児童対策の問題がある中で、公立幼稚園の設備を活用して認定こども園に活用することなど検討の価値があると考えられる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

公立幼稚園の適正配置については、「西宮市立幼稚園のあり方について」に基づき平成27年度に改正した「西宮市立幼稚園の体級及び休園等に関する規程」に沿って、市内を8つのブロックに分け、各ブロックで原則1園の配置を基本に進めているところです。平成28年度をもって今津幼稚園が休園し、平成29年度現在は19園体制となっています。今後もさらに6園（鳴尾北、小松、名塩、高須西、瓦木、用海）が休園となる予定で、平成32年度以降は13園体制となる見込みです。

また、平成29年10月には「西宮市立幼稚園のあり方検討委員会」を設置し、学識経験者を交えて今後の私立幼稚園も含めた幼児教育について検討してまいります。その中で幼児教育の発展のみならず、子育て支援及び待機児童対策の観点から、試行実施中の預かり保育のあり方や公立幼稚園の既存施設を活用した認定こども園等についても検討いたします。なお、「(仮称)西宮市立幼稚園のあり方Ⅱ」については、平成30年度に公表する予定です。

今後も公私共存のもとで幼児教育の発展をめざし、一層の改善を図ってまいります。

1人当たり運営費の算定基礎を公立と民間で揃えて比較することが望ましい。

補修や修繕に係る維持管理コストの縮減の結果、1人当たり運営経費の差が縮まっているとあるが、運営経費の中には減価償却費が含まれていないため、改築や耐震改修等に係るコストが反映されていない。比較するのであれば、投資コストも含めた同じ算定方法で比較を行うことが望ましい。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

平成27年度以前の運営経費の比較については、公立保育所は減価償却費を含めず、民間保育所は含めておりました。これは、平成27年度に民間保育所で減価償却費の加算を受けている園は46園中1園のみであり、その金額は2,594千円と公民比較に影響を与えなかったためです。

平成28年度からは民間保育所の減価償却費の加算を控除することで、同じ算定方法により比較してまいります。

スピード感を持って速やかに対応することが望まれる。

措置報告書においては平成24年度中に方向性を出す予定で改善を図るとの記載があるが、4年経った現在においても方向性が示せていない。措置報告書が提出された後はその後の状況を公表する機会を原則としてないため、以後の年度において、措置報告書の通りに措置されたものと誤解されてしまう可能性がある。引続きペンディングとなっている事項については、方向性が示せない理由を公表し、状況が分かるようにすることが望ましい。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

今後の方向性については、「西宮市立児童館・児童センターの今後の方向性について」として取りまとめ、平成29年2月に市議会(常任委員会)において所管事務報告をしました。

6. 平成24年度 外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について

38 (結果)

報告書99頁

基本協定に基づいて、年度協定に民間事業者との契約と同様の減額条項を早急に盛り込むべきである。

平成25年からの指定管理の基本協定書にも管理経費の減額条項は盛り込まれており、これに基づいて年度協定に同様に管理経費減額条項を盛り込むことで、他の民間事業者と同様の契約となるため、平成29年度の年度協定書に盛り込むべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

ご指摘の事項については、平成29年度から、年度協定書に盛り込むこととし、改善を行いました。

39 (意見)

報告書101頁

平成28年度より民間に貸与したもの以外の施設についても適正な賃貸料を徴収することが望ましい。

一定の無料時間の設定等一部利用者の利便性向上の役割は果たしているものの、北山緑化植物園駐車場、西宮浜産業交流会館テニスコート(一部)・西宮浜中公園、西宮浜産業交流会館・テニスコート(一部)・駐車場、JR西宮駅南公共駐車場(一部)についても時価、あるいは近隣の同種施設の相場等を鑑みて適正な賃貸料を徴収することが望ましい。

適正な賃料を市に支払ったうえで、必要な場合には、別途補助金で対応する等により事業の透明化を図ることが望ましい。

(総務局、土木局)

(講じた措置)

【総務局】

産業交流会館用地は、本市の産業交流及び産業活性化を目的として兵庫県より無償譲渡を受けた土地であり、貸付先団体や施設利用者に対して貸付料(負担)を転嫁することは困難ですが、収益性のある駐車場部分に関しては平成30年度から有償化する予定

であり、テニスコート部分に関しても平成31年度を目途に有償化に向けて関係者と協議してまいります。

【土木局】

J R西宮駅南公共駐車場（一部）の賃借料については、平成30年度から公有財産規則に基づく金額により有償化を実施する予定です。

北山緑化植物園については、平成30年度から市の直営事業とします。

西宮浜中公園テニスコート部分については、平成31年度を目途に有償化することを検討してまいります。

40（意見）

報告書103頁

公社のあり方に関する結論を早急に打ち出すことが望ましい。

現在、公社のあり方に関して検討している内容では、公社そのものの存在意義まで踏み込んだ積極的な検討をしている。公社が実施している各事業の今後の方針において、おもに事業の廃止や市直営事業への切替を中心とした方向転換を示している。また、この方向転換は、ロードマップにおいて平成28年度末、あるいは、平成29年度末を時期として示しており、早晚実行が見込まれる状況である。指定管理者制度の導入以降、公社の存続意義が薄れていることを監査対象部局も認識しており、早急に市に意義のある結論を出すことが望まれる。

（政策局）

（講じた措置）

【政策局】

都市整備公社のあり方については、同公社が実施する各事業の見直しを行い、今後の対応方針を平成29年3月8日に市議会（総務常任委員会）において報告しました。

41（意見）

報告書104頁

各駐車場に関する適正な賃料を徴収することが望ましい。

時価、あるいは近隣の同種施設の相場等を鑑みて適正な賃料を徴収し、その上で不採算部分について支援が必要な場合は、別途補助金の形で補てんすることで事業の内容を透明化できると考える。

(講じた措置)

【総務局、土木局、産業文化局】

中央運動公園の運営に関しては、平成30年度に向けて指定管理事業者の新たな選定が予定されており、これとあわせて当該公園駐車場の運営についても無償貸付を改め、公の施設として指定管理業務の一部に見直すこととしました。

42 (意見)

報告書106頁

中長期的視点に立った計画を立てさせることが望ましい。

現状の引き伸ばしとしての中期計画の策定でなく、今後スポーツセンターのあり方、伸ばしていくべき事業をどのようなものとするかに注力した中長期の計画の作成を指導することが望ましい。

次回平成30年度からの指定管理業務の公募化に向けてスポーツセンターの柱とすべき、あるいは育てていく事業を中期的視点から検討していくことが望ましい。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

中長期の計画策定については、平成29年度中に30年度から5年間の次期指定管理選定が実施されますので、その結果も基にして、中期的視点に立った経営計画を策定する方向でスポーツセンターと協議してまいります。

43 (意見)

報告書109頁

貸付金の返済が行われるよう、継続してモニタリングを行うことが望ましい。

以前と比較すれば、経営状況は継続して利益が出る状況に改善しており、平成27年度に累損も解消されている。

但し、キャッシュフローは毎年の返済がやっと返せる程度の水準であることから、毎年の返済が行われるよう継続して経営状況を注視していくことが望まれる。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

貸付金の返済については、毎年貸付金の返済時に3か年の資金計画書の提示を受けるとともに、毎月資金繰りについて報告を受けております。今後も、継続して経営のモニタリングを行ってまいります。

4 4 (意見)

報告書 1 1 0 頁

すこやかケア西宮について、指定管理から無償貸与に変更して設置主体を市側から西宮市社会福祉事業団に移す対応を早急に行うことが望ましい。

措置が遅れている理由として施設の一部が西宮市立病院の寮であり、中央病院、社会福祉事業団との三者で協議が必要なためとしているが、具体的には、施設を無償とした場合に寮の施設に係る管理料の配分、行政財産から普通財産への切り替え、条例の改訂に時間を要する等といったいずれも庁内の調整、事務処理が理由であり、合理的な理由とは言えず、他の施設同様に指定管理から無償貸与に契約を変更して設置主体を市側から西宮市社会福祉事業団に移すことが望ましい。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

すこやかケア西宮の施設の無償貸与については、引き続き社会福祉事業団と協議してまいります。

4 5 (意見)

報告書 1 1 2 頁

早急に甲子園浜下水道用地の今後の方向を決定し、その方針に向けての具体的な対応を図ることが望ましい。

一旦、その使用目的が具体化しないまま、将来市が一定の目的で使用することを前提に10年間の定期借地契約を民間事業者と結んでおきながら、10年が経過しようとする現段階でも市としての確たる使用目的が見出せない状態は、市として真に必要なとする土地なのかと疑念が生ずる状態である。

従って、甲子園浜下水道用地の今後の方針を早急に決めることが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成31年7月に暫定利用である事業用定期借地権の期間が満了するため、市内において利活用調査を行った結果、屋外球技場が不足している状況から多目的グラウンドとして整備することが候補としてあがっています。

しかし、市が当該土地を土地開発公社から買い戻すためには、54億円を超える財源が必要であり、また、当該土地における事業の推進については、これまでの経緯があり、地元の理解と協力が必要であるため、これらのことを踏まえて検討を進めてまいります。

7. 平成25年度 使用料・手数料等に係る財務事務の執行について

4.6 (意見)

報告書116頁

現状の使用料の算定方法を見直すことが望まれる。

今後も全庁的な使用料の見直しの考え方のもと、使用料の算定方法の見直しの検討を進め、全庁的な見直しの方針が策定されることが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

使用料については、今後予定されている消費税率の引上げ時期に合わせた改定に向けて、全庁的な見直し指針の策定を進めています。

今後はこの指針に基づいて使用料を改めて試算し、関係者等から意見を聴取しながら、見直しを進めてまいります。

4.7 (結果)

報告書117頁

減額・免除等に対する基準の整理を実施することが必要である。

減額・免除等に対する基準の整理については、過年度の包括外部監査においても見直しについて指摘されていることから、実施することが必要である。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

使用料の減額・免除については、各担当部局において対象及び内容等の把握を進めています。今後はその内容を分析し、他の自治体の状況も踏まえながら、基準について調査・研究を実施してまいります。

4.8 (意見)

報告書118頁

使用料・手数料改定を制度化することが望まれる。

市の使用料・手数料の見直しの取り組みは、施設によって異なっており、必要に応じて見直しを行っている施設がある一方で、開設以来一度も見直されていない施設もある

というのが現状である。施設の目的や役割、利用状況については、時の経過とともに変化していくことから、市の方針として、定期的に使用料・手数料の見直しを検討することを制度化しておくことが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

定期的な使用料の見直しについては、策定を進めている全庁的な使用料の見直し指針において定めることとしております。

49 (意見)

報告書120頁

施設のあり方や利用状況等の実情を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映させた「行政サービスの性質別分類表」を作成することが望まれる。

平成25年度の包括外部監査で示された「西宮市の施設行政サービスの性質別分類(9象限)」は、包括外部監査報告書のなかでも触れられているように、市の現状の受益者負担割合を分析するにあたり、他の自治体(大阪府、横浜市等)を参考にして例示したものである。市として全庁的な使用料の見直しに際しては、過年度の包括外部監査の意見に記載された例示の分類表をそのまま利用するのではなく、施設のあり方や利用状況等の実情を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映させた「行政サービスの性質別分類表」を作成することが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

使用料の見直しについては、平成25年度の包括外部監査で示された「西宮市の施設行政サービスの性質別分類」の受益者負担割合に基づき、試算を進めております。

今後はこの試算の結果や施設のあり方、利用状況等の実情を踏まえて受益者負担割合を検討し、全庁的な指針においてその考え方を整理してまいります。

50 (意見)

報告書120頁

大量購入に適用される割引率を含めた料金体系について見直しを行うことが望まれる。

北口駐車場については、公共的な側面や、駅周辺の再開発事業の一環としての要素はあるものの、あくまで商業施設の併設駐車場であることから、利用者と他の一般市民との公平性を考えた場合、大幅な割引率については見直していくことが望ましい。

大量購入割引率の見直しについては、今後も振興会と粘り強く協議を行い、市民の理解を得られるような割引制度を含めた料金体系の設定に努めていくことが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

北口駐車場は、西宮北口駅周辺の活力と賑わいのある街づくりを推進するため、再開発事業の一環として整備され、周辺の交通渋滞の緩和や違法駐車対策という公共駐車場の役割と、阪急西宮北口駅の直近という利便性を活かし、市民にとって利用しやすい公共駐車場として利用されております。

商業施設のアクタ西宮に併設された駐車場であることから、アクタ西宮への利用者も多く、利用者へ駐車サービスを提供するため大量購入割引を利用しているアクタ西宮振興会や大型書店など、集客力の大きい購入者に対して、割引率を見直すことは大きな影響を与えることになり、状況によっては店舗の撤退も相次ぐ可能性を秘めております。

また、アクタ西宮以外の店舗への販売もあり、アクタ西宮のみならず近隣店舗の利用も促しており、そのため西宮北口駅周辺の活力を失わないよう割引率の改定は慎重に検討し、かつ、大量購入割引の利用者に対しては今後も粘り強く協議を行い、市民の理解を得られるような割引制度を含めた料金体系の設定に努めてまいります。

5 1 (意見)

報告書 1 2 4 頁

使用料の算定にあたっての基本的な考え方を整理することが望まれる。

今後も全庁的な使用料の見直しの考え方のもと、使用料の算定にあたっての基本的な考え方を整理していくことが望まれる。

(市民局)

(講じた措置)

【市民局】

使用料算定にあたっての基本的な考え方については、全庁的な見直し方針を踏まえながら類似施設所管の関係各課と協議調整をしております。

施設のあり方や利用状況等の実情を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映させた料金体系への見直しを行うことが望まれる。

上記のような状況において、現状の利用状況や今後の施設のあり方を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系への見直しを行っていくことが望まれる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

平成30年度から総合福祉センターの再配置を行うことにより、利用施設の面積も一部変更となる予定です。新たな料金設定に当たっては、サービスに必要な光熱水費や施設修繕費に基づく実費負担の観点から検証し、利用者負担の見直しの検討を行ってまいります。

使用料水準の見直しを行うことが望まれる。

施設の稼働状況や今後の施設のあり方を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系への見直しを行っていくことが望まれる。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

使用料水準の見直しについては、平成29年12月に西宮市立甲山自然環境センター条例を改正し、改善を図りました。なお、改正後の条例の施行は、平成31年4月1日の予定です。

使用料の見直しについて、具体的に検討していくことが望まれる。

各施設の稼働状況等を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系の見直しを具体的に行っていくことが望まれる。

(講じた措置)

【産業文化局】

スポーツ施設の使用料見直しについては、全庁的な使用料見直しとも関係しますが、スポーツ施設の稼働率や施設面積の差異によって、どのような料金体系が望ましいか検討していくなど、見直し作業に着手してまいります。

5 5 (意見)

報告書 1 3 3 頁

使用料の見直しを行っていくことが望まれる。

今後も全庁的な使用料の見直しの考え方のもと、各施設の稼働状況や今後のあり方等を踏まえて、受益者負担の考え方を整理し、その考え方を反映した料金体系の見直しを具体的に行っていくことが望まれる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

使用料の算定にあたっての基本的な考え方については、全庁的な見直し方針の策定後、方針を踏まえながら類似施設所管の関係各課と協議調整を行ってまいります。

8. 平成26年度 公有財産等に関する事務事業について

56 (意見)

報告書138頁

措置途上であり、(A)(C)につき意見を付す。

(A)について 措置途上

「基本方針」が、目的、方針、目標、取り組み方等の総論のみであったのに比較して、「総合管理計画」は、各論として、施設ごとのマネジメントに対する基本的方針が加わり、対象に、道路・橋梁・水路・公園・上水道・工業用水道・下水道施設などのインフラ系公共施設も含めて策定されており、現時点では、橋梁長寿命化修繕計画、西宮市水道施設整備計画などが策定済みである。しかし、詳細な計画等は、各局の今後の計画立案と、各局間の調整を待たねばならず、市の将来のグランドデザインは、平成24年の基本方針から4年経過した今も、具体的には見えてこない。関連して、市営住宅については、10年おきに「市営住宅整備・管理計画」が策定されおよそ5年ごとに見直しされることから、今回の「総合管理計画」を受けて、平成29年から5年間の統廃合等の作業の具体的な計画が盛り込まれるとのことである。学校についても、文部科学省からの指示により「長寿命化計画」を策定中で、長寿命化の基本方針を整理中とのことであった。より具体的な計画の立案・実施が望まれる。

(C)について 措置途上

「総合管理計画」では、対象施設を「本市の所有・賃借（リース等を含む）する全ての建築系公共施設及びインフラ系公共施設」（総合管理計画2頁）として、リースも含むことを明記し、建築系公共施設の総論の「財務に関する基本的な考え方」（総合管理計画21頁）では、「施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較し、ライフサイクルコストでより効率的な方法を検討する」とされている。

阪神大震災後の財政難により、支出の平準化をはかるためリースで対応していた時期があったとのことであるが、現在、リースの採用の基本方針は、各所管の個別の事情を尊重し、各所管の判断に任されている。ただし、(6)で後述するが、効率的方法を検討するための情報が他局と共有されていないことが多く、より有利な契約を締結できるよう、全庁内での情報共有を進めていくことが望ましい。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

今後のより具体的な計画の立案・実施については、平成29年7月に市営住宅の第2

次建替え計画の内容を踏まえて、「西宮市営住宅整備・管理計画」の中間見直しを行っております。学校施設については、平成29年度から30年度の2ヵ年にかけて学校施設の長寿命化計画の策定に取り組むこととしております。その他の施設についても、更新時期を見据えた個別施設計画を順次策定してまいります。

市が有するリースに関する情報の全庁共有化については平成28年3月31日現在の地方公会計上のリース資産の一覧について、平成29年8月に市職員用のファイル共有システムに登録をし、情報の全庁共有化を行いました。

57（意見）

報告書140頁

不動産評価審議会の委員には、学識経験者を含めるのが望ましい。

平成26年の結果表明は、市の不動産評価審議会において、内部委員から不動産の評価方法をめぐり質問がでたが、その場で問題解決ができず、後日、管財課職員が、不動産評価鑑定書を提出した不動産鑑定士に対し、内部委員の疑問解決のため意見提出を求めたという事実があったことによる。すなわち、他都市の審議会に有識者を含めている事例に倣うか否かの問題ではなく、西宮市の審議会が実質的審議の場として機能しているかの問題である。また、不動産評価鑑定書を取得する場合の基準として、「西宮市総務局土地評価等の事務取扱基準」を作成したことは評価できるが、2通の鑑定書の結果が異なる場合の取扱について専門的立場からの意見を求めることも有益である。この2、3年は審議事項がないとのことであるが、学識経験者を委員に指名しておくことで、案件が生じた際に随時対応することが可能となるし、審議会が開催されなければ、外部有識者の委員日当の費用が発生することはない、デメリットは生じない。

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

不動産の適正価格の判別には高度な専門的知識を要すことから、不動産評価の審議にあたっては価額に応じた基準に基づき不動産鑑定士に不動産鑑定を依頼し、当該鑑定価額を基準として適正価額が審議されております。その際には事務局である本市職員が、鑑定内容を十分に把握したうえで審議に臨み、委員に対して説明しております。

また、不動産評価審議会は、当該審議会規則に定める所掌事項につき審議を行っておりますが、本市での近年の開催状況は平成24年度3件、平成25年度2件、平成26、27年度開催なし、平成28年度3件と案件が少ない状況にあります。

以上のことから、現時点では学識経験者を委員構成に含める必要性は低いと考えてお

ります。

なお、他市の状況をみると、市有財産の売却額等を審査する機関がある中核市等は48市中32市で、そのうち9市のみが学識経験者を委員構成に含めている状況です（平成29年9月末時点）。

58（意見）

報告書143頁

公共用地対策協議会、市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することが望ましい。

前者に関しては、市の公共施設マネジメントの意思決定に、外部有識者の大局的視点にたった意見を参考とすることは有益である。また、後者については、外部有識者が、年2回定期的に開催される委員会に参加し、市の不法占拠物件全体の中での優先順位を見極めつつ、適正時期での解決と予算措置を市に促すことで、不法占拠物件の迅速な解決が今まで以上に期待されると考える。

（政策局、総務局）

（講じた措置）

【政策局】

公共用地対策協議会は、全庁的に情報を共有し、公共用地の確保や未利用地の効率的な運用に関する事項を審議することを目的として設置しており、外部の有識者を含めた組織の構成は考えておりません。ただし、未利用地の抱える課題解決には、必要に応じて専門性を有する外部の有識者等の意見を参考とすることも有効と考えられることから、その手法について検討してまいります。

【総務局】

現在、不法占拠者に対する対応については、「西宮市市有地等適正管理に係る事務処理要領」に基づき、自主撤去を基本として相手方に対応しておりますが、長期間是正されない案件等については顧問弁護士に相談しながら対応を進めており、現時点で市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することは考えておりません。

59（結果）

報告書144頁

不動産の取得報告書を、管財課に迅速に提出すべきである。

また、公有財産取得報告書の提出のような全庁の部局が実施すべき事項は、包括外部

監査結果報告書の該当部局のみでなく、全庁の部局が今後同様の事態を生じさせないよう真摯に受け止めるべきである。加えて、迅速な取得報告書の提出を失念しても、年度末の台帳上の資産の実在性・正確性を担保する方法として、管財課から全課に対して、年2回、取得も含めた公有財産異動報告書の漏れがないか呼びかける通知書とチェックリストを送付しており、全課はそれらを有効に活用すべきである。

平成26年3月に取得した上山口4丁目東公園用地の公有財産取得報告書の提出が平成26年9月となっている。平成27年3月に取得した安井小学校内留守家庭児童育成センターの建物も、報告書の提出が平成27年4月となっている。その結果、各年度末の公有財産残高には新規取得した土地・建物が含まれないことになり、台帳上での資産の実在性・正確性が担保されなくなる。

双方とも、公有財産取得後の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。公有財産取得後、迅速に取得報告書を提出すべきである。

(総務局、こども支援局、土木局)

(講じた措置)

【総務局】

公有財産の取得を含む異動に係る管財課への報告が漏れていないか確認を促すために、管財課から全課に対して年2回通知書とチェックリストを送付しており、今後も本取組みを継続して行ってまいります。

【土木局、こども支援局】

公有財産取得報告については、公有財産に異動が生じた時に適宜異動処理を行うとともに、報告が遅延しないよう関係部局と相互調整を図り、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

60 (意見)

報告書147頁

政策局財政課(あるいは、全庁を総括する部局)の有するリース契約の情報を、全庁で共有することが望ましい。また、再リースの情報も取得し、同様に共有することが望ましい。

リース選択の是非が各所管課の個別判断に委ねられているとしても、より合理的判断が可能となるよう、市が有するリースに関する情報を、全庁で共有して、活用することは今すぐ実施可能である。そのような対応こそが、地方公会計の推進の「中長期的な財

政運営への活用の充実」が期待できることになり、「資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ること」にかなうと考えられる（総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日）Ⅳ地方公会計の整備促進に向けた基本的考え方）。

また、将来的には、リース契約導入にあたっての判断の相当性、選択の可否を審議・検討・アドバイス・チェックする仕組みを整備・運用していくべきであり、リース選択の是非の判断をより適正なものとするために、要検討事項を網羅したチェックシートの様式を定め、リースによることの有利・不利を検討することが望ましい。この様式には、リース料総額だけでなく、再リース料を記載する欄を設けることが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

市が有するリースに関する情報については、平成28年3月31日現在の地方公会計上のリース資産の一覧について、平成29年8月に市職員用のファイル共有システムに登録をし、全庁共有化を行いました。今後は、毎年度の地方公会計財務書類の公表時期に合わせ、情報の共有化を行ってまいります。

なお、リース契約導入可否の判断にあたっては、当面、統一した様式等を定める予定はありませんが、全庁的に共有化したリース資産に関する情報も活用しながら、施設整備の目的や直接取得した場合との経済比較など、契約方式の違いによるメリット・デメリットを検討したうえで、予算編成等において総合的に判断してまいります。

6 1 (結果)

報告書 1 4 9 頁

解除条件付きでリース期間満了時に所有権の移転しないリース契約については、不動産評価審議会ないしは担当部局以外で価格の相当性につき審議するべきである。

所有する公有財産以外に、リース物件が増加している現状において、『所有権』の有無にかかわらず、市が行政を執行する過程で『使用』するものとして、その金額の適正性を検討するのは、財政民主主義の観点から、また、公共施設マネジメントの観点からも、必要なことである。所有権が移転しないリースの総契約額は、実際にその物件を購入し、数年後、撤去処分するハードの費用に、維持管理費用、保険料等が加算されることにより1件が数千万円から1億円近い高額なものも多く、『使用』する有用な資産として、『所有』する公有財産と同じような厳格な手続きをふんで、契約を締結すべきで

ある。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

建物のリースに関しては競争入札により価格の適正化が図られております。また建物の建設価格とリース期間によって賃借料が決まるものであり、市中の物件のように個別に条件が異なるものではないため、不動産評価審議会での審議には馴染まないと解します。

6 2 (結果)

報告書 1 5 0 頁

不動産の処分の報告書を、管財課に迅速に提出すべきである。

また、公有財産処分の報告書の提出のような全庁の部局が実施すべき事項は、包括外部監査結果報告書の該当部局のみでなく、全庁の部局が今後同様の事態を生じさせないよう真摯に受け止めるべきである。加えて、迅速な処分の報告書の提出を失念しても、年度末の台帳上の資産の実在性・正確性を担保する方法として、管財課から全課に対して、年2回、処分も含めた公有財産異動報告書の漏れがないか呼びかける通知書とチェックリストを送付しており、全課はそれらを有効に活用すべきである。

平成25年8月に解体撤去した市営住宅である神園町住宅の記載事項異動報告書の提出が平成27年12月となっている。平成26年12月に解体撤去した学文殿保育所の建物も、記載事項異動報告書の提出が平成27年10月となっている。その結果、各年度末の公有財産残高には解体した建物が含まれていることになり、台帳上での資産の実在性・正確性が担保されなくなる。双方とも、公有財産処分後の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。公有財産処分後、迅速に報告書を提出すべきである。

(総務局、こども支援局、都市局)

(講じた措置)

【総務局】

公有財産の処分を含む異動に係る管財課への報告が漏れていないか確認を促すために、管財課から全課に対して年2回通知書とチェックリストを送付しており、今後も本取組みを継続して行ってまいります。

【こども支援局】

公有財産異動報告書の提出が必要なケースを改めて確認し、周知徹底してまいります。

【都市局】

処分を行った公有財産の報告については、管財課からの通知書・チェックリストも活用し、迅速かつ適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

6.3 (結果)

報告書 152頁

避難場所等についての耐震化を促進すべきである。

避難所である市民館は、耐震化率が未だ63.6%と低い。施設利用者は利用建物の耐震性につき既知とのことであるが、早急に施設の統廃合の結論をだした上で、存続を決定した建物の耐震化を行い、市民の安全性を確保すべきである。

また、公立保育所についても、耐震化率は61.9%と、全国平均80.8%と比して低い。公立保育所の中で耐震性のない古い園舎の占める割合が大きいからではあるが、それは、耐震性のある新しい園舎の建設が少なかったからであり、より一層耐震化を進める必要がある。また、上記「社会福祉施設等の耐震化率の状況調査の結果」と同時に厚生労働省より発せられた通達では、保育所を含む社会福祉施設等については、「自力避難が困難な方が多く利用されていることから利用者の安全を確保するため、耐震化整備を推進していくことが必要です。」とされている。耐震化率99.6%（西宮市立小中学校 平成27年4月1日現在）を達成している学校に通う児童生徒と比較して、参考にある保育士の配置基準を見ても明らかなように、保育園児の方が、はるかに自力避難が困難であることから、保育所の耐震化を早急に進めるべきである。（関連して、市の公立幼稚園の耐震化率は100%である。平成27年4月1日現在）

*参考：認可保育所の保育士の配置基準（最低2人配置）【国基準】

- ・乳児おおむね3人につき保育士1人
- ・1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき保育士1人
- ・3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき保育士1人
- ・4歳以上の幼児おおむね30人につき保育士1人。

(政策局、市民局、こども支援局、土木局)

(講じた措置)

【市民局】

未耐震の市民館については、築後年数が40年を超えるものが多く、中には50年を

超えている建物もあることから、既存建物の耐震化を進めるのではなく、建替えを実施することによって、市民の安全性を確保することとしております。

【こども支援局】

公立保育所の耐震化については、現地での改修・建替工事のための代替地、もしくは移転建替工事のための移転用地が確保できた園より、順次耐震化を進めております。代替地・移転用地が確保できていない園についても、市有地の利活用だけでなく、民有地の利活用も含めて検討するなど、選択肢を広げて進めているところです。速やかに耐震化率100%が達成できるよう、今後も努めてまいります。

6 4 (結果)

報告書156頁

市営住宅の耐震化を促進すべきである。

市の耐震化の促進施策は、可能な範囲で実行されてはいるが、それでも、公営住宅の耐震化率の全国平均90%と比較すると、70%と低く、かなり遅れていると言わざるをえない。

早急に、平成29年4月に予定している西宮市営住宅整備・管理計画の中間見直しに本計画を反映するとともに、事業手法など計画の具体化について検討を行（「市営住宅の耐震化と第2次西宮市営住宅建替計画等について」）い、市民の安全で安心な生活基盤を支えていく必要がある。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

平成29年7月に策定した「西宮市営住宅整備・管理計画」の中間改定では、建替及び統廃合対象団地を前計画より具体的に選別しており、これに基づく事業実施を基本として、市営住宅の耐震化を進めております。

平成29年度においても、一部の施工可能な住棟について耐震補強工事を実施しておりますが、騒音・振動・生活環境の変化などによる入居者への負担が大きいことから、慎重に工事を進めているところです。

今後は、旧耐震住棟から新耐震住棟への住み替えなどの、事業進捗に効果が期待できる制度や手法の検討等も合わせて行うことにより、耐震化率のさらなる向上に努めてまいります。

不法占拠の早期解消に努めるのが望ましい。

上記のように、担当部局の尽力にもかかわらず、予算の制限もあり、不法占拠の早期解消に適時に取り組んでいるとは言い難い。そのため、不法占拠が長期化した物件については、ますます解決が先延ばしにされ、解決の困難さが増すことが予想される。

例えば、甲子園口3丁目の商店街8件は、昭和41年頃水路の上に出店や工作物を設置しない条件で暗渠化の許可を得たにもかかわらず、水路上にせり出す形で既存店舗と一体となる増築を行い、約50年経過している。また、自宅前の土地約45㎡について、昭和43年頃から占有許可が切れた状態で、庭や駐車場として不法に占有している事例もある。このように長期化した物件の解決は今後ますます困難になっていくおそれがある。

さらに、一般市民等が公有財産を使用する場合は、市に使用許可を受け、使用料を支払う場合と比較すると、不法占拠者が数十年に渡り何の対価も支払わず使用して利得していることは、不公平感が拭えない。

このような状況をこれ以上長期間継続させないためにも、不法占拠の早期解消が望まれる。

(都市局、土木局)

(講じた措置)

【都市局】

都市局が所管している不法占拠土地(池田町73-4)については、平成26年7月に市と占拠者の間で筆界確認書を取り交し、今後、占拠者が建築行為を実施する際には、占拠部分を除却する旨の誓約を得ております。

【土木局】

市有地の不法占拠の早期解消については、市有地適正管理委員会での方針決定をもとに、不法占拠者への継続的な是正指導及び勧告を重ねていくとともに、交渉状況に応じて行政代執行による除却や、筆界特定制度により境界確定に向けた取り組みを行うなど、具体的な措置を検討し順次履行しております。

また、機能廃止が可能な物件については、払下げによる解決なども含め、相手方と交渉しております。

借受財産の統一的な手続要領の作成、台帳管理を行うべきである。

借受することについての審議手続・判断基準、賃借料の妥当性について規定した借受財産手続要領を作成し、借受財産台帳も整備・運用すべきである。その上で、『使用するから所有している』資産と、『使用するから借受けている』資産とで、効率的で効果的な資産活用を行い、公共施設マネジメントに資すべきである。その裏返しとして、『使用しないのに所有する』資産、たとえば『未利用地』等は、公共施設マネジメントに寄与していないのであるから、売却が期待される場所である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

借受財産は、市が一律に貸付条件を規定する貸し付けとは異なり、相手方との折衝により条件面等を柔軟に変更する必要がある、統一的な判断基準を策定することは困難と考えますが、全庁的な借受財産の把握という観点から、借受財産の集約を行い、適正な管理を図ってまいります。

67 (意見)

報告書166項

低利用財産の把握、活用の検討を行うことが望ましい。

平成21年度より市が所有または借り受けている施設について現況調査を行い、利用率や維持管理経費等の把握に努めているが、それに加えて、敷地内の駐車場、更地についても、稼働率を把握し、詳細な情報を把握することが望ましい。今後の公共施設の適正配置を進めていく上で、より正確で、有益な施策決定の判断材料とすることができると思う。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

低利用財産の把握については、敷地内の駐車場、更地の稼働率や利用状況等の調査を、平成29年7月に実施しました。今後は継続して調査を実施し、公共施設の適正配置に関する判断材料の一つとして活用してまいります。

68 (意見)

報告書169項

三施設を一体として維持・管理・運営を進めていくことが望ましい。

「西宮市公共施設白書」から5年が経過していることから、具体的な公共施設の適正配置の実施が望まれる。また、この結論がでなければ、耐震化実施の判断が下されず、市民館を避難所とする市民の安全性にも影響が及ぶ。

(政策局、市民局)

(講じた措置)

【市民局】

公民館、市民館、共同利用施設の三施設を一体として維持・管理・運営を進めていくことについては、これまで設置主旨が異なっていたことからそれぞれの施設により管理を行ってまいりましたが、昨年、市民局、政策局、産業文化局及び教育委員会の関係部署により策定した「地域における施設の総合的有効活用方針」において、活動拠点を確保しながら、それぞれの余剰スペースの活用を検討していくこととしており、今後も事業連携、施設連携の可能性を検討するほか、子育て事業などとの連携を図ってまいります。

69 (意見)

報告書172項

公共施設マネジメントを担当する政策部局ともより一層情報共有をはかり、市営住宅居住者の移転促進、その後の事業計画の早期実現を図るのが望ましい。

市営住宅の統廃合・用途廃止は、その後の土地の使用、売却等、公共施設マネジメントの進捗状況にも関わる。従って、市営住宅の担当部局だけではなく、市営住宅の統廃合・用途廃止後の土地の使用等に関連する部局も含めて、より一層問題意識を共有し、問題解決に取り組んでいくことが望ましい。

(政策局、都市局)

(講じた措置)

【政策局、都市局】

今後も、関係部局間においてより一層の連携と問題意識の共有を図り、市営住宅の統廃合を円滑に進めるよう、努めてまいります。